

特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、「R8吉土 岩屋谷川 吉・山川大塚 排水機場点検整備業務」に適用する。

第2条 適用基準等

本業務は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。
- 3 本業務における特記仕様事項は別紙「特記仕様書 揚排水ポンプ設備」によるものとする。

第3条 足場通路等からの墜落防止措置

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

第4条 使用材料の品質規格等

受注者は、本業務において使用する材料については、使用前に規格・品質を証明する書類を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

第5条 資材価格高騰に対する特例措置

本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

第6条 その他

仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議を行うものとする。

また、不慮の大雨による洪水等に対する安全対策についても、避難手段を確保する等して作業を行うこと。

特記仕様書 揚排水ポンプ設備

第1条 適用

この章は、河川管理施設としての揚排水ポンプ設備、コラム形水中ポンプ設備とその付属設備並びに付属施設に適用する。

第2条 一般事項

揚排水ポンプ設備の点検・整備にあたっては、関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- (1) 揚排水機場設備点検・整備指針(案)(国土交通省)
- (2) 救急排水ポンプ設備点検・整備指針(案)(国土交通省)
- (3) 揚排水機場設備点検・整備実務要覧(案)(国土交通省)
- (4) 河川ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)(国土交通省)

第3条 点検要領

点検要領は、設計図書によるものとするが、特に、下記事項に留意して行うものとする。

1. 計画工程表の作成にあたっては、天候、周辺の用水の使用状況、潮の干満等を調査し点検時期を決定するものとする。
2. 吸水槽の点検にあたっては、土砂の堆積状況を可能な限り具体的に状況把握するものとする。
3. 主ポンプ設備においては、下記に留意して点検を実施するものとする。
 - (1) 主ポンプ主軸においては、軸芯の狂い、運転中の軸受等の異常振動、温度の計測及び異常音の有無の確認を行い、良好な運転が行われているかを確認する。
 - (2) 各潤滑油においては、油量が適切であるか、漏油の有無等の確認を行うとともに、使用油の劣化状態についても確認するものとする。
 - (3) グランドパッキンにおいては、異常過熱の有無と水の漏れ量が適量であるか確認を行うものとする。
 - (4) 計器類においては、破損、汚れの状況及び正確に計測・動作しているかを確認するものとする。
 - (5) 吐出弁においては、腐食、グランド部の漏水の確認を行うとともに、運転中の異常振動、異常音の有無及び異常な発熱がないことの確認を行い、良好な運転が行われているかを確認する。
4. 主ポンプ駆動設備においては、下記に留意して点検を実施するものとする。
 - (1) 潤滑油においては、オイルパン内の潤滑油量、水分、沈殿物の有無を確認するものとする。

- (2) 潤滑油ポンプ、初期潤滑油ポンプにおいては、配管等からの漏油の有無、ポンプ本体の発熱、異常振動及び異常音についての確認を行うものとする。
- (3) 給気取入口及び排気口においては、閉塞の有無、排気ダクト及び断熱被覆等の破損、亀裂の有無を確認するものとする。
- (4) 運転状況においては、異常振動、発熱、駆動音等について確認し、ガスタービンエンジンにおいては、始動及び停止時間、排気温度、回転数等についての確認を行い、円滑な運転がなされているかを点検するものとする。
- (5) ディーゼルエンジンにおいては、燃料噴射ポンプの噴射圧力、噴霧状態、弁座の油密状態を確認するものとする。
- (6) ディーゼルエンジンのシリンダヘッドにおいては、給・排気弁の弁頂部のすきま調整を行うものとする。
- (7) ディーゼルエンジンの始動時においては、始動失敗や起動渋滞等が発生した場合、排気管内に未燃焼ガスの滞留が考えられるので、再始動を行う際は安易に再始動を行わず、十分な対策を講じた後に実施するものとする。

また、ガスタービンエンジンにおいても、始動失敗や起動渋滞等が発生した場合、状況の確認及び対策を講じた後に実施するものとする。

- (8) 減速機においては、点検窓が備えられている場合は歯面の損傷等の確認を点検窓より行うとともに、運転中の異常振動、温度の計測及び異常音の有無の確認を行い、良好な運転が行われているかを確認するものとする。
- (9) 各潤滑油においては、油量が適量であるか、漏油の有無等の確認を行うものとともに、使用油の劣化状態についても確認するものとする。
- (10) 計器類においては、破損、汚れの状況及び正確に計測・動作しているかを確認するものとする。

5. 系統機器設備においては、下記に留意して点検を実施するものとする。

- (1) 真空ポンプにおいては、運転中の異常振動、軸受温度、グランド部の漏れ量、満水時間等を確認するものとする。
- (2) 空気圧縮機においては、冷却水量、Vベルトのたわみ量、異常振動、吐出圧力、充填時間等の確認を行うものとする。
- (3) 始動空気槽においては、空気槽、配管からの漏れ、タンクの圧力、弁の作動確認を行うものとする。
- (4) 燃料貯油槽においては、タンク内の水分の混入及びスラッジの堆積の有無を確認し、必要に応じて除去するものとする。また、燃料系配管、小出槽、機付タンク等においても各部の漏油の有無を確認するものとする。
- (5) 冷却系統においては、運転中の異常振動、温度の計測及び異常音の有無、冷却水の漏れ、バルブ状況の確認等を行い、良好な運転が行われているかを確認するものとする。

6. 除塵設備においては、運転中の軸受等の異常振動、温度の計測及び異常音の有無の確認を行い、良好な運転が行われているかを確認するものとする。

7. 監視操作制御設備においては、シーケンス、操作スイッチ、補助継電器等の動作確認、取付状態、絶縁測定、接地抵抗等の確認を行うとともに、計測値、補助機器等が正常に作動していることを確認するものとする。

8. 機器の分解等を行う場合においては、ポンプ排水運転の機能確保の対策を行った上で実施し、急な出水にも対応できるようにしなければならない。

9. 点検時においては、操作の保護（インターロック）を解除する場合、施設への悪影響を及ぼさないよう事前調査を行い、点検終了時においては、所定の状態への復旧を行うものとする。

10. 管理運転においては、負荷状態で行うことを基本とする。

なお、現場条件により無負荷運転を行う場合、クラッチの脱着やカップリングの確実な離脱を行う必要から、管理運転方法の詳細について、監督職員と協議し決定するものとする。

管理運転にあたっては、内水位や放流水の影響を考慮の上、関係各機関と調整を行い実施するものとし、実施時においては、管理運転等による設備からの騒音が周辺住民へ及ぼす影響を考慮して実施するとともに、周辺の監視を行うものとする。

11. エンジン運転時においては、給気取入口及び排気口部の目詰まりを確認し点検するものとする。

なお、寒冷時及び始動失敗時には未着火による未燃焼ガスの滞留に留意するものとする。

12. 水中軸受への給脂においては、潤滑部が十分に休止された状態で実施するものとする。

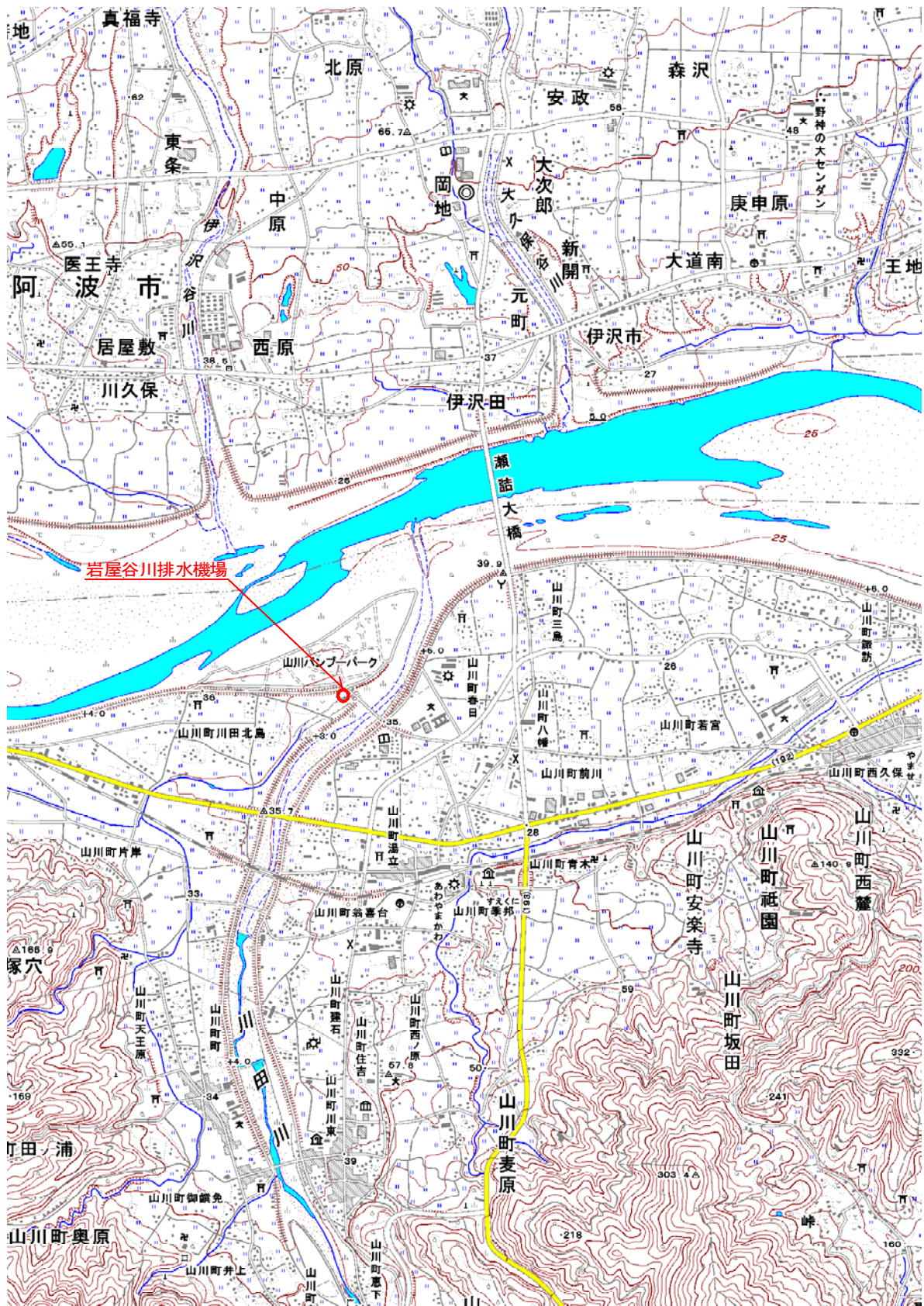
13. 吸水槽への点検においては、転落、転倒事故が起きないように安全対策を確実に講じた上で実施するものとする。

14. 自家発電設備におけるディーゼルエンジン、ガスタービンエンジンの点検・整備においては、本4によるものとする。

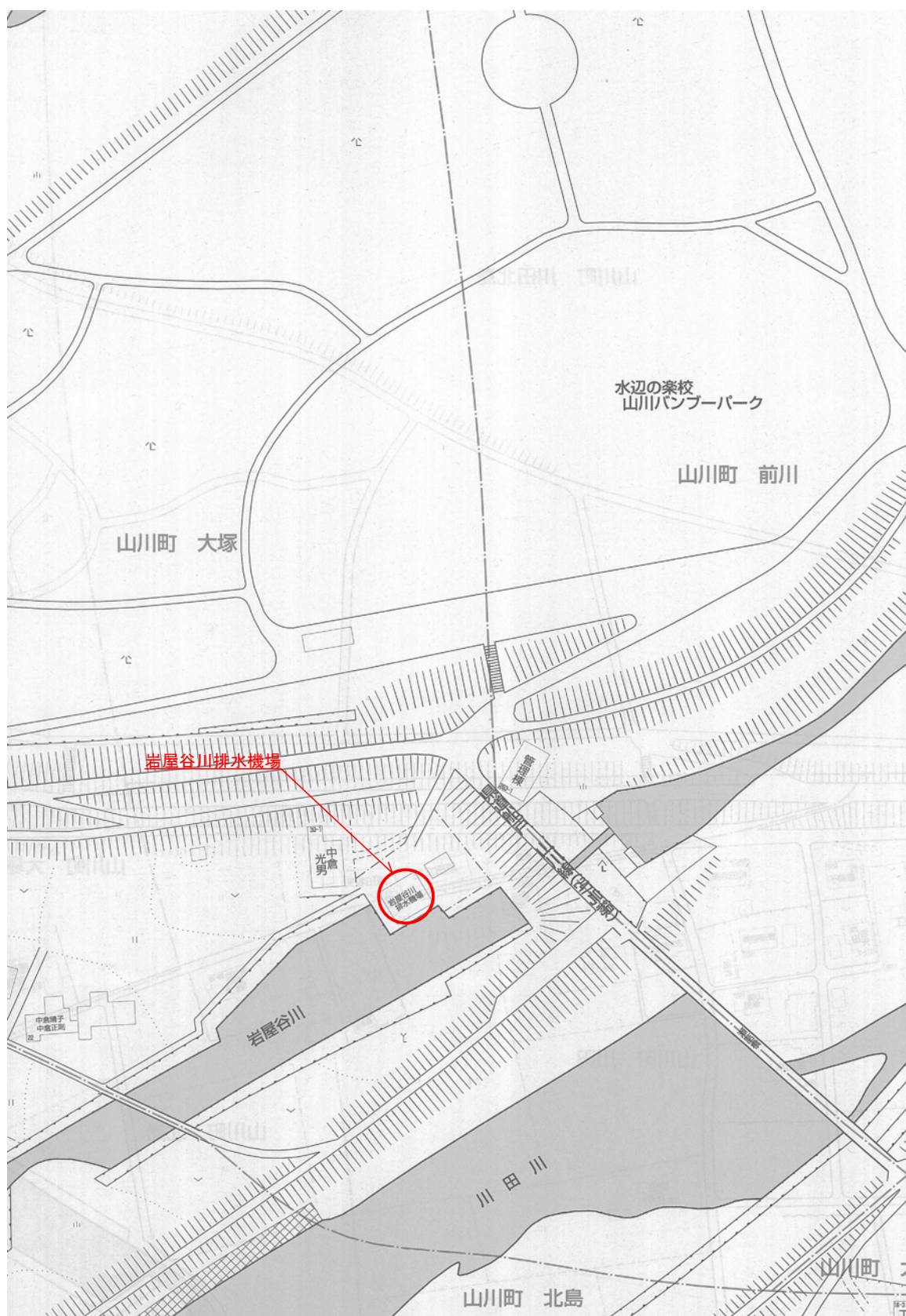
岩屋谷川排水機場

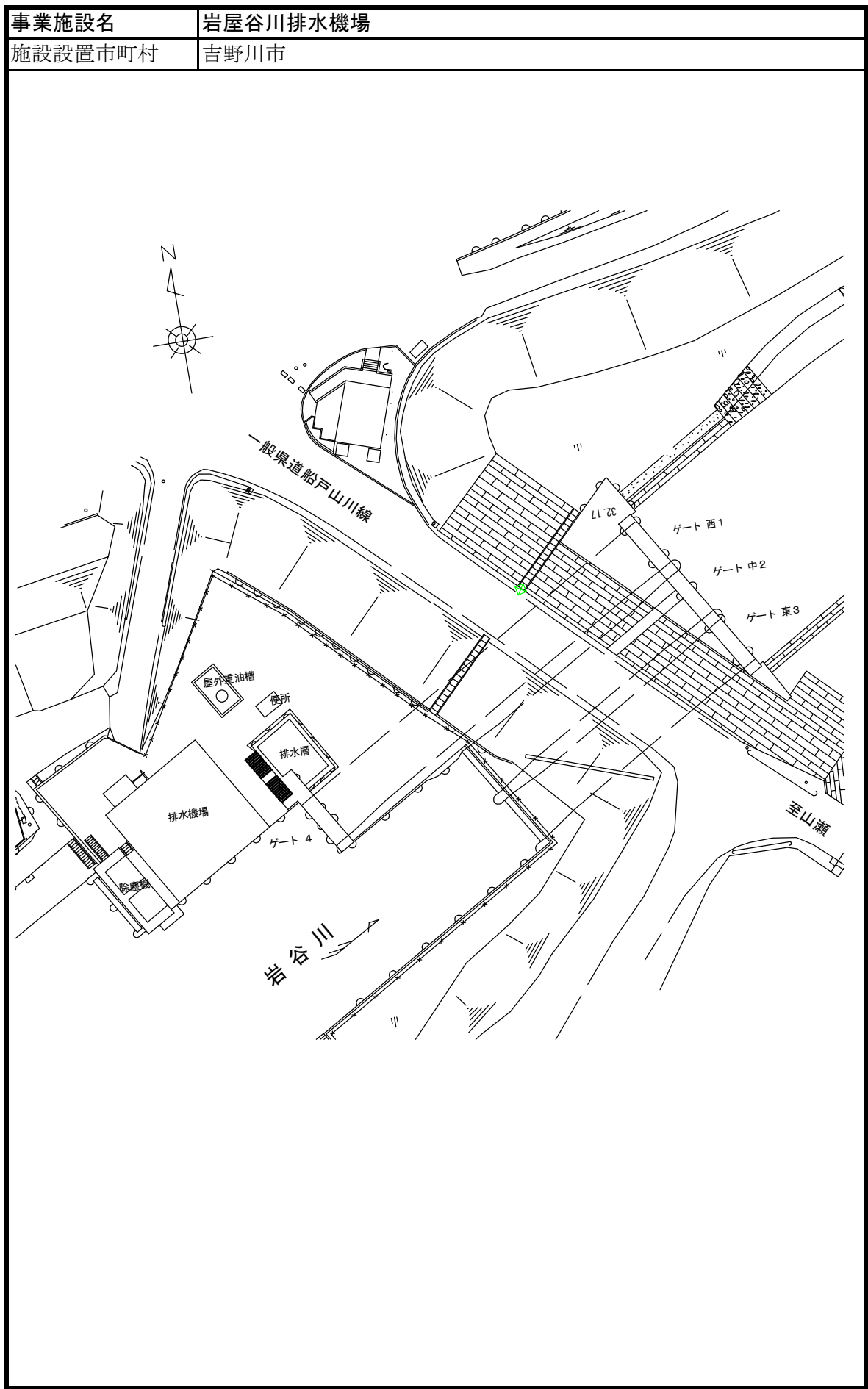
構造物名称	岩屋谷川排水機場
河川名	岩谷川
位置	吉野川市山川町大塚
事業名	岩屋谷川排水機場新設工事 岩屋谷川ポンプ設備工事
竣工年度	排水機場：昭和 46 年(1971 年) 岩屋谷川ゲート：昭和 45 年(1970 年)
併用年数	排水機場：41 年 岩屋谷川ゲート：42 年 平成 24 年(2012 年)現在
河川ポンプ設備	
種別	排水機場
計画吐出量	2.5m ³ /s × 2
吐出口径	φ1100 × 2
原動機	ディーゼル機関 135ps × 2
減速機	横軸遊星歯車減速機
電動弁	電動蝶型弁 φ1100 × 2
クーラー	冷却水
除塵設備	
型式	連続式（レーキ式）× 2
水路幅	3.30m
水路高	5.60m
ベルトコンベヤー	
型式	水平ベルトコンベヤー
ベルト幅	0.75m
機長	9.80m
河川ゲート設備	
種別	樋門
型式	鋼製ローラーゲート
純径間	6.200m
呑口高	3.100m
門数	4 門（3 連ゲート、1 ゲート）
水密方式	後面 4 方ゴム水密
開閉装置	電動ワイヤーロープ式
開閉速度	0.3 ^m /min

位置図

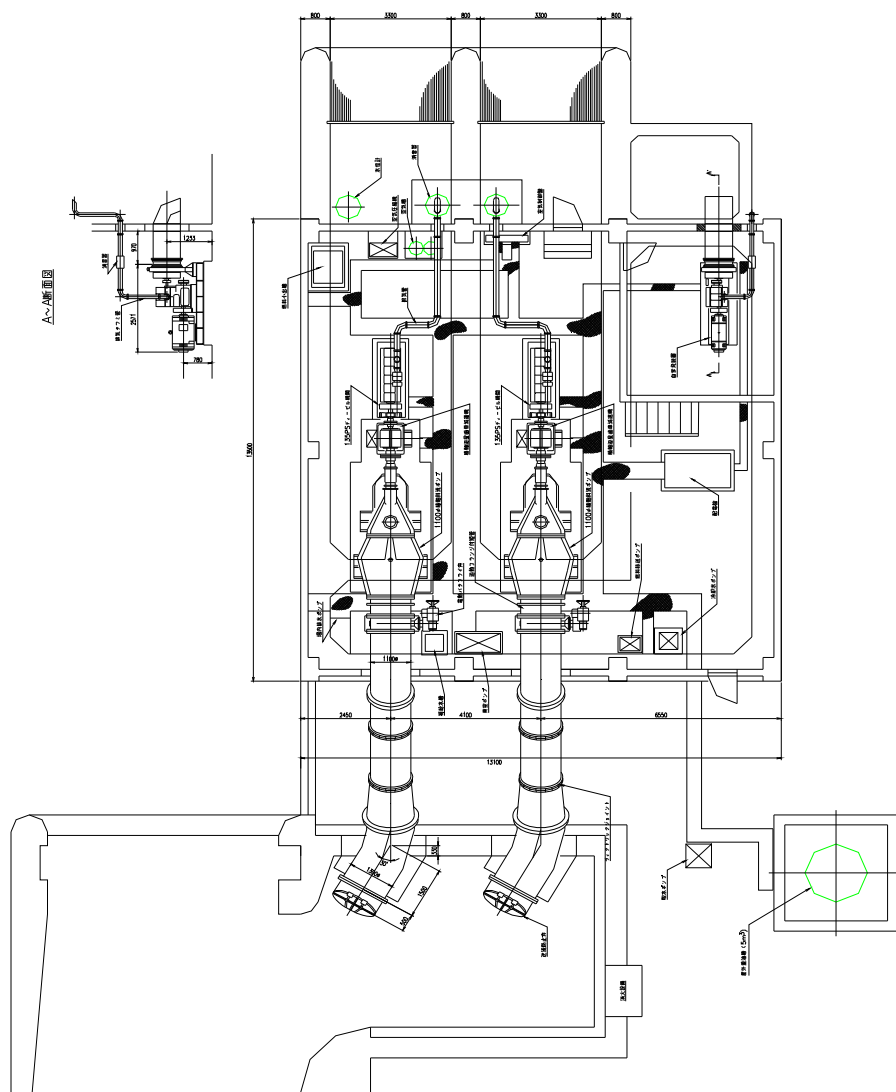


事業施設名	岩屋谷川排水機場
施設設置市町村	吉野川市



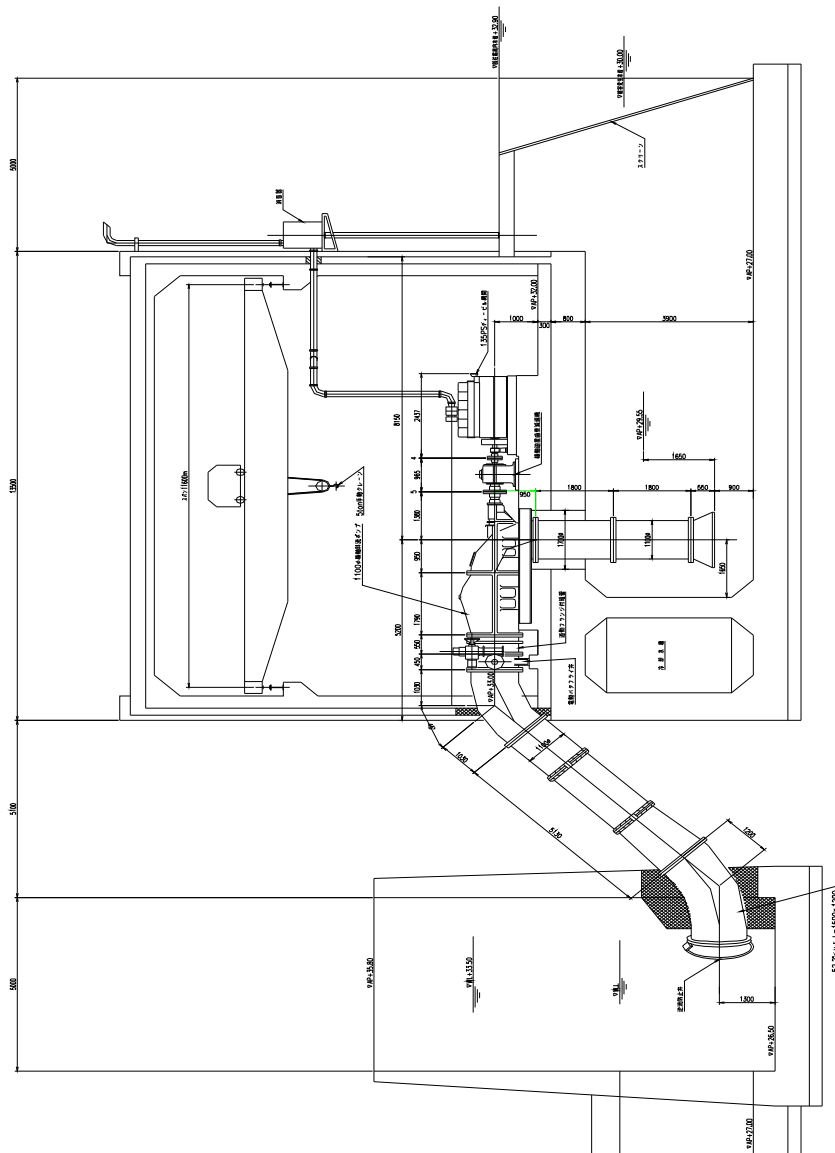


事業施設名	岩屋谷川排水機場
施設設置市町村	吉野川市



排水ポンプ据付平面図

事業施設名	岩屋谷川排水機場
施設設置市町村	吉野川市



排水ポンプ据付側面図